

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管 理 案 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
040050	障害者雇用促進のための自治体 随意契約理由の 緩和	【地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項】 【地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項】	◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (契約の締結) 第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。 3～6 (略) ◇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号) (随意契約) 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸賃借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体の必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払又はその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二十三号)第五十五条第二項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。))において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等々の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター(連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター)から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び障害福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項(四)新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。 七 降値に出して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込入札者を入札に付し入札者がなく、又は再度の入札に付し落札者八 落札者が契約を締結しないとき。 2～4 (略)	自治体が、継続して障害者雇用調整金等の支給を受ける事業主である営利法人を契約の相手方にしよとする場合であつて、その契約内容が、当該営利法人の事業で法定雇用障害者数を大幅に上回つて身体障害者又は知的障害者を雇用する事業部門に関するものであるときは、当該契約を随意契約によることとすることができる。	障害者雇用に積極的に取り組む企業への自治体発注を容易にすることにより、障害者の雇用安定を図り、地域における障害者の自立促進を目指す。  具体的には、自治体が、前年度を含む当該自治体が定める期間において継続して障害者雇用調整金又は報奨金の支給を受ける事業主である営利法人を契約の相手方にしよとする場合であつて、その契約内容が、当該営利法人が雇用する一定数(又は割合)以上の身体障害者又は知的障害者である労働者が業務に従事することにより履行されるものであるときは、当該契約を随意契約によることとすることができることとする。  提案理由： 障害者福祉に関する自治体随意契約については、障害者支援施設から役務の提供を受ける契約などについては、その理由として認められているところであるが(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)、これ以外には、他の随意契約要件のいずれかに該当しない限り認められていない。 本提案を実現することで、自治体発注業務による障害者雇用の安定が図られ、企業における障害者雇用の取り組みが促進されることが期待でき、もつて、地域における障害者の自立促進に寄与できるものとする。  なお、本提案は、自治体の選択により随意契約を行うことができるものとするものであり、かかる選択を行うにあつては、自治体において基準等を設けて行うことが想定されるが、自治体契約の公正確保に影響はないものとする。	C	II	地方公共団体の契約の方式は、機会均等、競争性、公正性、透明性及び経済性を最も担保することができる一般競争入札を原則としているところであり、競争入札によることよりも随意契約によることの方が経済的かつ合理的に契約の内容を達成できると客観的に認められるような場合に限り、随意契約が認められているところ。 ご提案をいただいた随意契約事由については、経済性の観点から地方公共団体にとって客観的に有利とは認められないこと等から、これを随意契約事由として地方自治法施行令に規定することは適当ではない。	0017010	株式会社世田谷サービス公社	東京都	総務省	
040060	軽油に水を混和して製造するエマルジョン燃料の製造承認手続の免除	地方税法第144条の32 地方税法施行規則第8条の41 同規則第8条の42	・軽油を製造等するときは、製造等を行う時期、数量等を定め、製造等を行う場所の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。	現行法(地方税法)で規定されている軽油の製造承認制度について、水と軽油を混和する場合に限り手続を免除する。	エマルジョン燃料を、公道走行する自動車用燃料として活用することにより、化石燃料の使用量削減及びCO2排出量削減に寄与することを目的とする。地方税法では、軽油とその他炭化水素油を混和する又はそれ以外の方法で軽油を製造する場合には、製造の都度性状分析結果を添えて製造承認申請を行わなければならないが、納税額以上に検査料金がかり、手続も煩雑となることから、定期に製造する場合に支障が生じることが考えられる。そのため、上記手続を免除し、実証実験及び将来的な民間事業者の利用推進の一助となることを企図した。	C	I	・地方税法に規定する製造等承認手続については検討していくべき課題であると承知。 ・しかしながら、現に製造等承認の手続きに関連した脱税事案が発生しており、今後同様の脱税事案の発生が懸念されることであり、手続の検討に当たっては、脱税防止対策を考慮した具体的方策を講ずる必要がある。 ・このため、実際に課税を行っているいくつかの都道府県の意見を聴取したところ、製造等承認手続がなければ製造実態を把握することができないため、軽油引取税の不納入、過小申告の恐れがある等の理由から製造等承認手続の免除については否定的な意見であった。 ・したがって、直ちに提案に対する対応を行うことは困難。	エマルジョン燃料特区認定プロジェクト	0018010	小山町	静岡県	総務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040070	議会の承認を必要としない政治的任用の許可	地方公務員法	地方公務員法第3条第3項各号に掲げるものは、特別職とする	首長をサポートする「議会の承認を必要としない政治的特別職員」を外部から任用する。	形骸化し二元代表制の一翼を担う能力に欠ける議会により、過疎化や経済的疲弊に対する必要不可欠な諸政策を、首長の強いリーダーシップの下で進めることが困難となってマニフェストの実行ができない異常な状態となっている。これを打開するために、急速な改革に必要不可欠な権限を付与されて首長をサポートする「議会の承認を必要としない特別職」を、任命権者が期限を定めて外部から直接任用することを可能にする。これにより、能力実績主義への転換、弊害の大きい各種委員会の機能性向上、給与と退職金の大幅改定などを確行し自治再生を図る。	D	-	ご提案の「議会の承認を必要としない」任用という点については、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」としての任用の方法が設けられているものとする。		0021020	A市	その他	総務省
040080	外傷患者の救急搬送の地域制限の緩和	消防法 第7章の2 救急業務 第35条の5 救急搬送	都道府県は、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準(実施基準)を定めなければならないとされている。 実施基準においては、傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるよう分類された搬送先医療機関のリストを定めることとされているが、どの医療機関を搬送先医療機関として位置付けるかについては、地域の実情に応じて判断されるものであり、法令上の制限はない。	超広域外傷センターへの救急搬送は都道府県の医療計画外とする。超広域外傷センターから半径100km以内で発生した重度外傷患者や近くの救急病院で受け入れを断られた外傷患者は、都道府県境に関係なく、即時、超広域外傷センターに搬送する。	多くの先進国に整備されている外傷センターが我が国には整備されていないために、防ぎ得た死と防ぎ得た機能障害とが多数発生している。この中には多くの若年者が含まれており、国民総生産が低下している。重度外傷患者の救命と機能回復とを行うには、どのような外傷にも対応できる高度の治療技術を持った医師を必要数一か所に集め、24時間どのような外傷にも対応できる診療体制をとる必要があるが、このような施設を都道府県ごとで作るには効率が悪く、救急医療も含め現在の医療計画はすべて都道府県単位で行われているが、超広域外傷センターの構想は都道府県の枠組みを超えて考える必要がある。「新成長戦略」によれば、医療サービスの基盤強化のためには、「医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化を加速させる事」が求められており、本提案はこれに合致する。	D	-	消防法第35条の5により、実施基準に基づき救急搬送が実施されているが、実施基準は都道府県が地域の実情に応じて定めるものであり、搬送先の医療機関として都道府県外の医療機関を定めることも可能となっている。 この点に関しては、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について」(平成21年10月27日消防庁次長・厚生労働省医政局長通知)において、都道府県間の調整について、「実施基準においては、隣接都道府県及び隣接都道府県の医療機関と連携し、都道府県の区域を超えた広域の対応を定めることもできる」と通知しているところである。	超広域外傷センター	0023010	個人	東京都	総務省 厚生労働省
040090	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進に当って、通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	電気通信事業法	電気通信事業を営もうとする場合には、大規模な電気通信回線設備を設置する者については、総務大臣の登録を受ける必要がある。電気通信回線設備の設置が小規模とみなされる者及び電気通信回線設備を設置しない者については、総務大臣に届出を行う必要がある(ただし、専ら一の者に電気通信役務を提供する場合等電気通信事業法の適用除外がある。)。また、地方公共団体が営利を目的としない電気通信事業(不特定多数の利用者に対し提供するもの等に限る。)を行うようとする場合には、届出を行う必要がある。	光ファイバーを利用した情報通信に関し、インターネット網の構築、放送事業における通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	現在の天城町営のAYTケーブルテレビは、テレビ配信のみでインターネットサービスは行っていない。平成22年度に全戸に光ファイバーを敷設し、デジタルTVに対応することとなった。新たにインターネット事業を開始すると農業、漁業、医療、教育、生活、環境、防災などのさまざまな分野で、地域社会の豊かな発展と、暮らしの安心安全が図れる。規制となる通信事業関連の法律、規則を緩和して頂きたい。	D	-	インターネット接続サービスを提供する場合、設置する電気通信回線設備の規模、具体的な電気通信役務の提供主体・方法等に応じて手続きは異なるものの、電気通信事業法上の登録、届出等の手続きが必要。必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容等について、徳之島を含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局にご相談いただければ、適宜説明・対応してまいります。	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	0024010	天城町、ユニバーサルライツ株式会社	鹿児島県	総務省
040100	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進に当って、通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	電波法 電気通信事業法	無線局を開設する場合には、免許を受ける必要がある。地域WIMAXについては、電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。)であれば、申請により、地域WIMAXの無線局を開設することが出来る。 電気通信事業を営もうとする場合には、大規模な電気通信回線設備を設置する者については、総務大臣の登録を受ける必要がある。電気通信回線設備の設置が小規模とみなされる者及び電気通信回線設備を設置しない者については、総務大臣に届出を行う必要がある(ただし、専ら一の者に電気通信役務を提供する場合等電気通信事業法の適用除外がある。)。また、地方公共団体が営利を目的としない電気通信事業(不特定多数の利用者に対し提供するもの等に限る。)を行うようとする場合には、届出を行う必要がある。	地域Wi-Max長距離無線に関する通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	地域Wi-Max長距離無線が整備されれば、現場に端末を持参又は設置することにより、中山間地域でもインターネットを利用でき、畜産農家にとっては牛の発情管理や飼育管理、園芸農家にとっては畑の作物の生育管理、病虫害発生状況など役場や専門機関との情報の共有が可能となる。	D	-	地域WIMAXサービスを提供するためには、電気通信事業者として電波法上の免許申請の手続きを経て無線局を開設することが必要。また、設置する電気通信回線設備の規模、具体的な電気通信役務の提供主体・方法等に応じて手続きは異なるものの、電気通信事業法上の登録、届出等の手続きが必要。必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容等について、徳之島を含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局にご相談いただければ、適宜説明・対応してまいります。	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	0024020	天城町、ユニバーサルライツ株式会社	鹿児島県	総務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040110	防災行政無線局の免許	電波法	電波法第4条に基づき免許を受けなければならない。	防災無線整備、運営に関する通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	天城町は防災無線の整備が遅れていて、集落単位のラップ放送が主であり、山間部では声が近隣の山々にこだまし、聞き取れないとの苦情が多い。地震、津波などの災害時や緊急時の防災無線整備を行うため通信関連の総ての法律や規制を緩和して頂きたい。	D	-	防災行政無線の整備に関しては、電波法上の免許申請の手続きを経て無線局を開設することが可能。必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容について、徳之島を含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局へご相談いただければ、適宜説明・対応してまいります。	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	0024030	天城町、ユニバーサルライツ株式会社	鹿児島県	総務省
040120	徳之島(離島)において、通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進に当って、通信事業関連の総ての法律、規制の緩和	電気通信事業法	電気通信事業を営もうとする場合には、大規模な電気通信回線設備を設置する者については、総務大臣の登録を受ける必要があり、電気通信回線設備の設置が小規模にとどまる者及び電気通信回線設備を設置しない者については、総務大臣に届出を行う必要がある(ただし、専ら一の者に電気通信役務を提供する場合等電気通信事業法の適用除外がある。)。また、地方公共団体が営利を目的としない電気通信事業(不特定多数の利用者に対し提供するもの等に限り。)を行おうとする場合には、届出を行う必要がある。	ブロードバンドインターネットを利用した遠隔医療ネットワーク構築関連の総ての法律、規制の緩和	徳之島3町(天城町、伊仙町、徳之島町)と中核病院、開業医間で広域医療連携を推進する中で、医師への負担の軽減と、往診や通院が困難な環境下の慢性疾患の患者、がん末期患者、在宅酸素呼吸器装着患者に対する遠隔医療や、小児、妊婦などへの救急遠隔医療が構築でき、救命救急医療ネットとして活用できる。	D	-	本件事業については、設置する電気通信回線設備の規模、具体的な電気通信役務の提供主体・方法等によっては、電気通信事業法上の登録又は届出が必要となる場合があります。必要な手続き、規制緩和を希望する具体的内容について、徳之島を含む九州地方を管轄する総務省九州総合通信局にご相談いただければ、適宜説明・対応してまいります。また、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」(総務大臣及び厚生労働大臣の共同懇談会)の提言を踏まえて、総務省において実施した遠隔医療モデル事業(全国10カ所)などの成果をはじめとして、遠隔医療の有効性・安全性に関するエビデンスの収集・蓄積に努め、対面診療の補充とされている遠隔医療の位置づけの見直し、遠隔医療の実施可能な範囲の拡大や、遠隔医療に対する診療報酬の活用などを検討し、遠隔医療の円滑な普及を実現してまいります。	徳之島(離島)における通信回線を利用した遠隔医療並びに地域活性化推進プロジェクト	0024040	天城町、ユニバーサルライツ株式会社	鹿児島県	総務省 厚生労働省
040130	低入札価格調査制度対象拡大特区	【地方自治法第234条】 【地方自治法施行令第167条の10第1項】	◇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とする)ことができる場合 第百六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者を落札者とするとき、その者を落札者として、その者を落札者とする。2 (略)	地方自治法施行令第167条の10第1項で規定する「一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とする」ことができる。地方公共団体の契約は、公共の福祉の増進という目的を効果的に達成するため、公正性、透明性、競争性及び履行の確保を原則としており、競争入札により、さらに経済性の確保を図ることが求められている。反面、競争が激化した場合には、極端な低価格入札が発生するおそれがあり、事業者にとっても同様の状況が頻々と営業努力を削ぐても限度があり、経営状況が悪化するおそれがある。このため、極端な低価格入札を防止するため、物品の売買(購入)にも適用可能とする。	一般競争入札による工事又は製造その他についての請負契約では、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、その者を落札者として、その者を落札者とする。2 (略)	C	II	低入札価格調査制度は、価格のみによる落札方式に対する例外措置であるから、当該入札が不当に低い価格であることよって、契約の完全な履行が困難に陥るような契約のみに限定することが適当であるため、「工事又は製造その他の請負」の範囲とされているところ。 一方、物品の購入契約については、物品自身が粗悪品である場合、差替え等の方法で履行の確保が可能であるから、この規定を適用する余地はないと考えている。		0027100	佐賀県	佐賀県	総務省
040140	過疎債で住宅修繕を可能とする特区	過疎地域自立促進特別措置法	・公営住宅の建設に要する経費に対する過疎債の充当率は75%である。 ・住宅の修繕に要する経費に対する過疎債の充当は認められていない。	過疎に似む地方公共団体が住宅を新築する場合、また、廃屋を買取り等で増改築する場合の過疎債充当率は100%とする。	上勝町は過疎でありながらも若者が移住したい町の一つとして注目され、現在、人口動態では県下第3位の転入者を数える。しかし、それを上回る自然減が過疎地からの脱却を不可能にしている。住む場所の確保が出来るならば、更なる若者の受入が可能になり、現状を打破することも可能である。そこで、財政力が弱い町には町単独予算(一般財源)を投じての住宅確保は困難なことから、過疎計画に基づき実施する住宅建設においては、既存の過疎債充当率75%を100%とするともに、住宅修繕への過疎債充当も認められた。また、総務省による定住促進空き家活用事業において、空き家の買取り・借上げ(30年以上)による増改築等の改修を実施する場合等は、過疎債の充当の対象とされているところである。また、住宅の建築のように、その施設の受益者が特定のものに限られる事業にあっては、当該受益者からの応分の使用料を徴収することが適当であり、この部分の収入が将来にわたって見込まれるので、その他の起債よりも充当率を低くしている。	D	-	22年度から改正された過疎法により、法第12条第2項に規定する「集落の維持及び活性化」に資するような住宅の借入れや修繕であれば、これらの事業については、いわゆる過疎債(ソフト分)の充当対象となる可能性があるものである。この場合、充当率は100%となる。 なお、過疎法の改正内容については既に施行通知等で各地方公共団体に周知しているところであるが、引き続き周知を図っていくこととしている。 また、既に定住促進空き家活用事業において、空き家の買取り・借上げ(30年以上)による増改築等の改修を実施する場合等は、過疎債の充当の対象とされているところである。 また、住宅の建築のように、その施設の受益者が特定のものに限られる事業にあっては、当該受益者からの応分の使用料を徴収することが適当であり、この部分の収入が将来にわたって見込まれるので、その他の起債よりも充当率を低くしている。	若者定住住宅確保事業	0028010	上勝町	徳島県	総務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040150	行政組織間及びNPO法人との個人情報の取扱いの緩和	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、国の行政機関が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、同法8条2項4号の規定に基づき、行政機関がNPO法人に対し保有個人情報を提供することについて特別の理由がある場合、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用又は提供することができるものとされています。	行政組織間及びNPO法人の間で、必要に応じ、個人情報の取扱いを緩和する	現場に即した課題解決に向けた行政組織における個人情報の利用を可能とするため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条第2項第3号に定める「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人」に「NPO法人」を加えるとともに、行政とNPOとの協議に基づいて同号の「相当な理由」の範囲を明確化し、その運用体制を行政組織内に構築する。 提案理由： NPO法人が、行政との間で円滑に連絡調整しながら業務を遂行するため、NPO法人が行政組織と同じ立場で個人情報を取り扱うことを可能とする必要がある。	E	-	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律8条2項3号の規定については、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法律の規定に基づき、業務を遂行するものであり、行政運営の効率化、行政サービスの向上、国民負担の軽減等を図る観点から当該行政機関内部又は行政機関相互間での保有個人情報の有効利用に資することが必要であるとの趣旨から、このような規定とされています。 一方、指定法人やNPO法人など、民間の発意によって任意に設立されるものに対しては、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、更に厳格な理由が必要であると考えことから、目的外の利用又は提供に当たっては、同法8条2項4号の規定に基づき判断されることとなります。 また、「相当な理由」の範囲については、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断すべきであり、一律に具体的な基準を設けることは困難であると考えます。 なお、地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、各地方公共団体の条例で定められるものであり、本法では規律されていません。	市民で創るココハマ若者応援特区	0030070	市民で創るココハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	総務省
040160	公務員等の勤務形態の弾力化	一般職の職員に関する法律 地方公務員法	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律において、国家公務員の勤務時間は原則一週38時間45分、一日7時間45分とされているところ。 地方公務員法第35条(職務に専念する義務)及び第38条(営利企業等の従事制限)	公務員が勤務時間を本人の希望に基づき短縮した上で、他の業務に従事し給与を得ることを可能とする。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第5条で「1週間当たり38時間45分」と規定されている国家公務員の勤務時間を本人の希望に基づき短縮した上で、他の業務に従事し給与を得ることを可能とする。 地方公務員第24条等に基づく地方公務員の勤務時間についても、自治体の判断により同様の条例を定めることを可能とする。 行政からの委託等による業務に従事するNPO法人等の職員についても、同様に、当該業務以外の業務に従事し給与を得ることを可能とする。 提案理由： 公務員やNPO等の職員が、「本業」に専従するのみならず、個々人の能力を社会の多様な組織・場において、最大限発揮することを可能とする。	D	-	国家公務員については、職務の遂行に当たり、全力を挙げてこれに専念することが原則であるが、許可を得て、他の業務に従事することは可能である。この場合、職務専念義務、職務の公正な執行及び公務の信用の確保の観点から、兼業内容・時間・報酬・公務への影響等を総合的に考慮して、適切な場合には、勤務時間外に行うことを原則として許可することとなる。勤務時間内の兼業については、大学の教員などの場合であって、公務に優先する政策的意義を有すること等が認められるときに限って許可することとなる。なお、許可された場合、公務に従事しなかった時間については給与が減額される。 また、御提案の公務員が公務以外の他の業務に従事する場合は、現行制度上も、地方公務員については地方公務員法第35条に職務専念義務の免除及び必要な場合は同法第38条に営利企業等の従事制限の許可を得る方法が設けられている。 なお、地方公務員法において定められている地方公務員の身分取扱い等に関する基本的な事項は、憲法で定められた全体の奉仕者として公務員の地位の特殊性と職務の公共性の観点から設けられているものであり、職務専念義務の免除及び営利企業等の従事制限の許可については、任命権者により、公務員の全体の奉仕者性や職務専念義務の履行の確保等に支障が生じないことを前提に判断されるべきことは当然である。	市民で創るココハマ若者応援特区	0030110	市民で創るココハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	総務省
040170	国家公務員について、身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。		国の身分を持ったままの職員の派遣については、国と民間企業の間では、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)」に基づく人事交流が進められているところである。また、この他にも法科大学院派遣法に基づく派遣、研究休職による大学・研究所等への出向等が行われているが、現在のところ、NPO法人への職員の派遣は認められていない。	国家公務員が身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。	国家公務員について、身分を有したままNPO法人へ派遣することを可能とする。 提案理由： 地方公務員については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第2条第1項第3号に基づく政令により、NPO法人への派遣が可能とされているが、国家公務員についてはそのような制度が不在であるため、公益上の必要がある場合には派遣することを可能とする。	C	1	NPO法人への職員の派遣を含め、官民交流制度のあり方については、今後、国家公務員制度改革等の中で、必要性、ニーズ等を勘案の上、検討することが必要。	市民で創るココハマ若者応援特区	0030120	市民で創るココハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	人事院 総務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040180	協働契約(地方自治体からの補助・委託の契約に関するNPO法人の関与)	地方自治法等		地方自治体からの補助・委託の契約に関するNPO法人の関与	地方自治体からの補助・委託の契約内容決定や条件変更、役割・責任分担、個人の雇用条件等について、契約先のNPO法人と地方自治体との間で対等な協議を行い、その合意に基づいて定める。 また、その契約履行の成果物等については、地方自治体と当該NPO法人が共有することとする。 提案理由: 地方自治体からの補助・委託の業務の内容が、現場の実情に応じたものとなるよう、現場を担うNPO法人が主体的に内容を決定・変更等を行い、単なる安上がりの労働力でなく、質の高いサービス提供を確保する必要がある。	E	-	地方自治法第9章第6節に規定する契約は、民法等の私法の規定の適用を受けるものであり、いわゆる契約自由の原則も適用されるものである。	市民で創るココハマ若者応援特区	0030130	市民で創るココハマ若者応援特区実行委員会	神奈川県	総務省
040190	国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。		国と地方公共団体との間の人事交流については、これまで相互理解の促進、人材の育成、組織の活性化等の面で双方にとって意義があることから、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)及び行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)等に沿って推進しており、現在、退職出向というスキームで着実な実績を上げているところ。	国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。 そのため、関係自治体から連携して事務処理を行うための「協議会」を設置することを要件に、広域的な事務を関係自治体に移管することとする。 また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。	地域主権改革推進には国出先機関の事務の大幅な地方移管が不可欠である。県をまたがる広域的な事務を地方に移管するには、関係自治体が広域的に連携することが必要となる。 様々な事務の移管に柔軟かつ迅速に対応できる「協議会」の設置を要件に、国の出先機関の事務の先行移管を受けられる制度を創設すれば、広域連合に加え、地域の選択の幅が広がり、権限移譲を大いに進めやすくなる(例:首都圏の国道16号などの直轄国道)。 また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。	D	-	ご提案の国と地方の間の人材相互派遣については、現行の退職出向というスキームで対応可能と考えているところ。	【首都圏社会資本整備促進特区】 国の出先機関の事務・権限の先行移管	0034010	埼玉県	埼玉県	人事院 総務省 国土交通省 内閣府
040200	国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。		国と地方公共団体との間の人事交流については、これまで相互理解の促進、人材の育成、組織の活性化等の面で双方にとって意義があることから、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)及び行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)等に沿って推進しており、現在、退職出向というスキームで着実な実績を上げているところ。	国の出先機関原則廃止に向けた道筋を早期に示すため、国の出先機関の事務を希望する地方に先行移管する制度を創設する。 そのため、ハローワーク(公共職業安定所)の職業紹介に関する事務について、埼玉県に先行移管する。併せて、業務の民間委託ができる制度を創設する。 また、国と地方の間の人材相互派遣制度を創設する。	ハローワークの職業相談・職業紹介や求人への受付などの事務を県へ移管すれば、地域の総合的行政機関である県が一元的に労働行政を展開できるようになる(県は産業界や教育界、市町村との太いネットワークがあるので、その強みを活かし、労働行政を産業政策や福祉政策・教育政策と一体的・戦略的に展開できる)。 その際、マンツーマンで専門的なサポートが必要な若者、女性の方々に、カウンセリングやスキルアップ、職業紹介をトータルにサポートするため、民間のノウハウを活用することで、より効果的に行うことができる。 その結果、求人の拡大や雇用のミスマッチの解消により、失業率の低下につながる。 また、現行制度では認められていない国と地方の間の人材相互派遣制度が創設されれば、事業の性質や事業量に応じて柔軟な人材活用が可能となる。	D	-	ご提案の国と地方の間の人材相互派遣については、現行の退職出向というスキームで対応可能と考えているところ。		0034020	埼玉県	埼玉県	人事院 総務省 厚生労働省
040210	独立行政法人における科学債発行	独立行政法人通則法第45条第5項	独立行政法人は、特別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。	独立行政法人通則法第45条の項の「個別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつくば(在の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年据え置き償還で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、金融性・権限の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期中科学技術基本計画のリード機関、リードエリアとなるべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。 また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く機会を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パートタイム研究者と同等の生計所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。 日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の横のつながりと若手の養成にポータルを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。国家的な共通課題である新成長戦略(グリーンイノベーション)及びライフイノベーション)に係る研究開発に関し、つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	D	I	独立行政法人通則法第45条第5項で長期借入金及び債券の発行は原則禁止となっていますが、例えば、金融業務を実施するため資金調達の必要がある場合も想定されることから、それぞれの独法の業務の性質を踏まえ、真に必要な場合には各独法の個別法に規定を置くことにより例外的に認められている場合があります。	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	0035010	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	総務省 外務省 科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040221	租税措置特区	地方税法附則第15条第31項	地方税法附則第15条第31項において、都市再生特別措置法第23条に規定する認定事業者が、同法第25条に規定する認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋、償却資産について、固定資産税又は都市計画税の課税標準を取得後5年度分、価格の2分の1とする特例が規定されています。	従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要となる地区を「成長戦略拠点特区II」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。 【具体的内容】 ① 租税措置特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法と構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 (提案理由) 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要となる地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。	Z	I	各府省庁からの提案に対する回答	成長戦略拠点特区	041010	大阪市	大阪府	総務省 財務省 国土交通省
040230	地方公共団体による国立大学法人等への助成等に関する制限の一層の緩和	地方公共団体の財政の健全化に関する法律	地方公共団体による国立大学法人等(以下、大学等)への助成等については、当該大学等が行う新たな研究の実施等に当たっては、所与の条件を満たせば、総務大臣との同意を得れば寄附等を行うことは可能であるが、当該大学等が通常業務に要する経費を寄附等することは認められていない。	大阪市内への研究開発機能の集積促進のため、国立大学法人等の通常業務に要する経費も助成の対象とした。 (提案理由) 現行では、大阪市への貢献について国の同意が得られた新増設部分のみについて助成が可能であるため、新増設がない場合には、国立大学法人等の大阪市内への立地のインセンティブとなっていないが、助成の対象を拡大することにより、大阪市への大学等の立地が促進され、大阪市の都市活力の増進を図ることができる。高度で専門的な人材の育成・研究機関である大学等は、最先端の研究・実務に精通した人材を輩出する拠点として、また人材交流を通じたネットワークの拡大、産学連携による産業育成の拠点ともなることから、企業の競争力アップや起業の促進により雇用の創造などに貢献し、経済の成長につなげることができる。	地方公共団体による国立大学法人等(以下、大学等)への助成等については、通常業務に要する経費は大学等が本来持つべきとみなされ、助成が認められていないが、通常業務についても、大阪市への貢献が認められる場合には、助成対象とする。	C	I	地方公共団体から国等への寄附等を原則禁止しているのは、国と地方の財政秩序を維持する観点から、自発的寄附の名目による国から地方団体への負担の転嫁を防止するためのもの。仮にある自治体にとって許容しうる寄附でも、国等の機関の誘致競争等を通して他の地方公共団体にも多大な影響を及ぼすことが想定され、地方財政全体を毀損することも想定されることから、寄附金等の支出に当たっては、総務大臣の同意を必要としているものであって、特区による対応にはなじまない。(なお、大学等が行う新たな研究の実施等に当たっては、所与の条件を満たせば、総務大臣との同意を得れば寄附等を行うことは可能。)	成長戦略拠点特区	041040	大阪市	大阪府	総務省
040241	法人関係税等の軽減免除	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の軽減措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むための様々な優遇措置等のインセンティブを用意。我国においては、各府省庁ごとの個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体が独自で創設した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の収収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	①そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ②新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ③租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考えられる。	Z	I	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0403011	大阪府	大阪府	総務省 厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040242	地方税を免除した際の自治体の税収減に対する財政支援	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。 北大阪・彩都地区は我が国No1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、誘致を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ医薬や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。 ②問題点 アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのずば抜けた税優遇措置等のインセンティブを用意。我が国においては、各府県ごとの個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体が独自で創設した補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。 ③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点における、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 北大阪・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万～1千万円)、現在のEVの台数では、乗客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになるかと考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考えられる。	国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0403012	大阪府	大阪府	総務省
040251	急速充電設備の特別償却制度又は固定資産税の減免等	地方税法附則第15条第19項	地方税法第15条第19項において、電気自動車の一定の充電設備で新たに取得された設備について、固定資産税の課税標準を取得後3年度分、価格の3分の2とする特例が規定されています。	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万～1千万円)、現在のEVの台数では、乗客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万～1千万円)、現在のEVの台数では、乗客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになるかと考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考えられる。	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0403040	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省
040252	固定資産税の免除及びこれに伴う市町村の税収減に対する財政支援	地方税法附則第15条第19項	地方税法第15条第19項において、電気自動車の一定の充電設備で新たに取得された設備について、固定資産税の課税標準を取得後3年度分、価格の3分の2とする特例が規定されています。	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万～1千万円)、現在のEVの台数では、乗客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万～1千万円)、現在のEVの台数では、乗客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシヤル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになるかと考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考えられる。	EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0403041	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040261	法人関係税等の軽減免除	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考えられる。	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0043081	大阪府 大阪市	大阪府	総務省 財務省 経済産業省
040262	不動産取得税の免除及びこれに伴う自治体の税収減に対する財政支援	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ③ 不動産取得税の免除及びこれに伴う自治体の税収減に対する財政支援	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考えられる。	外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0043082	大阪府 大阪市	大阪府	総務省 経済産業省
040270	関西国際空港の固定資産税等免除とそれに代わる地元市町への財政措置	地方税法第349条の3第24項	地方税法第349条の3第24項において、関西国際空港株式会社所有し、又は関西国際空港株式会社法第7条第1項第2号の規定に基づき借り取付の固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産について、課税標準を2分の1とする特例が規定されています。	現行法で規定されている関西国際空港会社の空港用地及び施設に係る地方税である固定資産税、都市計画税について全額免除することにも、地元市町税収消失分について国による財政措置を実施する。	①現状 関西国際空港は、本来、国の責任により整備されるべき国際拠点空港を、株式会社方式により建設した結果、空港会社に1兆1千億円にもなる有利子負債を抱えさせ、硬直した経営を強いることとなっている。このことが着陸料をはじめとした空港利用にかかる高コスト構造を生じさせ航空ネットワークの充実を妨げる要因となっている。 ②問題点 関西国際空港の就航促進、集客促進を図るためには、空港利用料金の引き下げなどを可能とするよう、関西国際空港株式会社の固定経費の軽減を図り経営自由度を高める必要があるが、同社の経営努力では削減できない固定資産税等の税負担が、同社の営業費用(約800億円)の約1割を占めており空港経営の重荷となっている。 ③解決策 空港用地及び施設に課せられる固定資産税及び都市計画税を全額免除することで、関西国際空港株式会社の固定費用を軽減する。併せて同社からの税収が消失する地元2市1町(泉佐野市、泉南市、田尻町)に対しては、国による交付金等の財政措置を講じる。 ④効果 これにより、関西国際空港株式会社の固定費用が軽減され、同社の経営自由度を高めることが可能となる。その結果、空港利用コストの低減化を促進し、関西国際空港の国際競争力を高めることにより、同空港のハブ化を促進する。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものと考えられる。	関西の高コスト構造の改善とエアライン拡充による機能強化	0043110	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040280	民間活力を導入した港湾の一体運営	地方税法附則第15条第46項	株式会社化した外貨埠頭公社(指定会社等)が国の無利子貸付け又は補助を受けて一定の港湾施設を取得した場合に、取得から10年度分の固定資産税及び都市計画税について課税標準を2分の1とする特例が規定されています。	大阪港、神戸港の両埠頭公社は、平成23年に株式会社化を予定しており、民間化後の両埠頭株式会社は阪神港のコンテナ貨物の大部分を取り扱うことになり、関西経済の国際競争力強化にさらに重要な役割を担う。民間化にあたっては、経営の機動力を高めるために港湾管理者による株式の保有義務の緩和や、都市計画税・固定資産税について全額免除措置を講じることを求める。	①現状 平成22年度の税制改正において、スーパー中核港湾における指定会社等(公社の民間化会社)が国の補助又は無利子貸付を受けて平成24年3月末までに取得するコンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の課税標準が取得後10年間は1/2に軽減する制度が創設された。 大阪港、神戸港の両埠頭公社は、平成23年に株式会社化を予定しており、将来的な港湾の一体運営を視野に入れながら、経営統合についても検討に入っている。 ②問題点 港湾経営については、民間が積極的に参入しにくい法体系となっており、更に民間化後の埠頭株式会社への財産(コンテナ埠頭)に対する都市計画税・固定資産税の課税は、港湾利用料金に転嫁され、「利用者への貸付料金低減」を阻害する一因となる。 ③解決策 1、港湾経営主体である埠頭株式会社による機動的な港湾経営を実現するため、港湾管理者による株式の保有義務を外資規制を付した上で緩和する。 2、埠頭株式会社に係る都市計画税・固定資産税のさらなる全額免除を講じること。 ④効果 民間化会社がそのノウハウを最大限に活かし、アジア主要港と伍する港湾サービスが提供できることが期待される。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。	効率的な港湾経営と集荷機能の強化による阪神港の競争力の強化	0043130	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省
040290	インランド・デポ(内陸保税蔵置場)の整備支援	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	阪神港利用に特化し、施設整備・運営を行うインランドデポ事業者に対する整備費用の無利子貸付、施設の固定資産税等の減免措置を講じることを求める。	①現状 わが国港湾はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される、いわゆる海外トランシップ化が進んでいる。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地集約の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港便数は増加する一方、わが国港湾への寄港便数は減少している。 現在、政府はさらなる選択と集中の方針のもと、国際コンテナ戦略港湾を1~2港選定することとしており、西日本においては阪神港がその役割を担うため、背後圏の国内貨物の集約機能を高めることが不可欠である。 ②問題点 高速道路網を活かし中部、北陸、中国方面でインランドデポを活用した集荷が有効であるが、その整備には、高速道路ICへのアクセスの良い広大な用地を必要とするため、整備運営する事業者の財政負担が大きいことが阻害要因の1つと考えられる。 ③解決策 インランドデポ整備運営事業者に対する無利子貸付制度の導入、固定資産税等の減免措置を講じる。 ④効果 内陸物流拠点整備を促し、輸送コストの削減とともに阪神港への国内貨物の集荷が期待される。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。	効率的な港湾経営と集荷機能の強化による阪神港の競争力の強化	0043150	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省
040301	法人実効税率の引下げ	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的内容】 ①法人税等の実効税率の引下げ	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な背後圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等についても5年間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0043170	大阪府・関西国際空港特	大阪府	総務省 財務省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040302	固定資産税の免除	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的内容】 ② 固定資産税等の免除	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ ・固定資産税等についても5年間減免 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有効の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体的運営による貿易促進	0403171	大阪府・関西国際空港機	大阪府	総務省 国土交通省
040303	不均一課税等に伴う交付税措置	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的内容】 ③ 不均一課税等に伴う交付税措置	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な後背圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ ・固定資産税等についても5年間減免 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有効の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体的運営による貿易促進	0403172	大阪府・関西国際空港機	大阪府	総務省 国土交通省
040310	民間主導による緑化促進のための税の軽減を行う「都市公開緑地制度」を創設	地方税法附則第15条第6項	地方税法附則第15条第6項において、都市緑地法第63条に規定する認定計画に従って整備された一定の緑化施設に対する固定資産税について、課税標準を取得後5年度分、価格の2分の1とする特例が規定されています。	緑が不足した市街地における良好な都市環境形成のため、既存制度を拡充し、公開された緑地にかかる固定資産税の軽減を行う制度の創設	①②現状・問題点 緑化施設にかかる固定資産税の軽減制度があるが、2001年の制度開始後、全国で24件、府内は1件のみ。問題点としては以下があげられる。 1. 建築主へのメリット少(年間の管理費が大きく、軽減が不十分) 2. 建蔽率の高い都市部では敷地面積の20%以上の緑化率というハードルが高い 3. PR不足、認定主体である市町村へのメリットが少ない ③解決策 都市緑地法に基づく上記制度の拡充を行い、同法に基づく「緑化重点地区」及び府等が指定する区域内に限り、公開される緑地を設置する場合、その土地の固定資産税を軽減。 1. 税軽減の拡大 ・特例措置期限の廃止 ・緑化施設だけでなく公開された土地にかかる固定資産税も軽減の対象 2. 緑化率要件の引き下げ ・公開要件に緑化率要件を引き下げ 3. 固定資産税の軽減に対する地方交付税措置を行う ・地価の高い大都市圏においては固定資産税軽減による市の負担が大きいため、本制度を地方交付税措置の対象に加える。 ④効果 民間主導による公開緑地の創出を促進することで、植栽地の限られた都市部において効果的に府民に実感のあるみどり創出される。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。	グリーン・インベーション	0403200	大阪府	大阪府	総務省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040321	中小企業者の省CO2促進支援制度(財政上の措置)	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	<p>中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。</p> <p>【具体的内容】 ① 中小企業者の省CO2促進支援制度(財政上の措置)</p>	<p>①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。また、個々の排出実態は多様多様により、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが高くなっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。</p> <p>③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。</p> <p>④効果 低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。</p>	Z	I	<p>・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。</p> <p>・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになるものとする。</p> <p>・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。</p>	低CO2技術普及 及拡大による 低炭素社会の 実現	0043240	大阪府	大阪府	総務省 経済産業省 環境省
040322	中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	<p>中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。</p> <p>【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)</p>	<p>①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。また、個々の排出実態は多様多様により、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが高くなっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。</p> <p>③解決策 中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。</p> <p>④効果 低炭素社会の実現には欠かせない中小企業者の省CO2対策を推進することができる。</p>	Z	I	<p>・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。</p> <p>・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになるものとする。</p> <p>・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたところ。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。</p>	低CO2技術普及 及拡大による 低炭素社会の 実現	0043241	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 環境省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040330	建物の建替え等の促進と最先端の低炭素技術の導入によるCO2排出削減	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	低炭素まちづくりを促進する特区を設定した上で、同区内のエネルギー効率の悪い既存建築物に対し、建替え等の実施を自治体が勧告する制度を構築する。	①現状・問題点 2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の悪いビル、住宅等の建替えや改修による低炭素化が必要であり、その促進のためには資金面のインセンティブが必要である。 また、最先端の低炭素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト削減が必要である。 さらには、公共交通機関の結節点を拠点にした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。 ③解決策 特定地区における低エネルギー効率の建築物への建替え勧告制度の創設 建替え実施者への資金支援、税優遇措置【低炭素化技術(断熱化、壁面太陽光発電等の新エネ・省エネ技術等)のレベルに応じて財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を実施】 ④効果 こういった要素を併せ持った制度を創設することにより、低炭素のまちづくりを加速させることが可能となる。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたと。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0403250	大阪府	大阪府	総務省 財務省 国土交通省 環境省
040340	日本版レベニュー債制度の創設	本件提案に係る規定は、地方税法上の規定はなし	本件提案に係る税の減免措置に関して、地方税法上には特段の規定は設けられていない。	・発行主体側の課題である道路等の公共インフラの整備主体として、民間の参入や民間資金の導入の制約を緩和する。 ・資金供給の円滑化の為、市場規律(格付けなどの事業性の評価・確保などの導入とともに負担(利回り、OIS規制上の制約、租税負担など)の緩和が必要。	①現状 大幅な税収減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老朽化したインフラの再整備や物流インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。 ②問題点 現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法令の規定により、整備主体を地方公共団体や特定の法人に限定されているものがあり、民間参入ができない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導入を想定していないものがあるため、レベニュー債券が活用できない。更に、民間による公共インフラ整備事業にあたり、資金供給円滑化の観点から格付けリスクや税負担等緩和措置が必要。 ③解決策 公共施設と資金を直接的に対応させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営業キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公共事業の整備に充当し、国際競争力を維持するための都市高速道路や港湾、下水道等の都市インフラの再整備や戦略的投資に充当する。また、民間参入をより促進するため、公共インフラ整備主体に出資する民間企業の法人税の優遇措置や円滑な資金調達を可能にするためレベニュー債にかかる配当課税の優遇措置を講じるとともに、民間部門が、租税負担の必要がない公共部門と同様に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備主体に対する法人税・固定資産税についても優遇措置を図りたい。 ④効果 財政規律の維持と都市インフラ、戦略インフラの更新、整備などを両立させ、もって、激化する都市間競争に対する競争性を確保する。	Z	I	・そもそも構造改革特区は規制上の特例措置を実施するための制度であり、税制上の措置はこれに含まれず、従来より検討対象外の提案であると整理されてきたところ。 ・新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論すべきもの。本件についても、所管の省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになると考える。 ・租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を示しており、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めたと。提案にあるような政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討されるものとする。 ・なお、レベニュー債制度の創設については、道路整備特別措置法等の関係法令の改正により、公共インフラの整備及び事業収益の収入の主体に民間参入が可能となれば、当該民間法人が事業収益のみを償還財源とする資金調達手法を用いることができ、提案が実現されるものとする。	公共インフラの円滑な整備・更新	0403370	大阪府	大阪府	総務省 財務省 国土交通省
040350	労働力調査等の雇用労働統計に係る調査事項・方法の都道府県への協議	統計法第9条	第九條 行政機関の長は、基幹統計調査を行うおうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一 調査の名称及び目的 二 調査対象の範囲 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 四 報告を求める者 五 報告を求めるために用いる方法 六 報告を求める期間 七 集計事項 八 調査結果の公表の方法及び期日 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。 4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。	地方の雇用情勢を正確に分析できるよう、調査の制度設計に当たっては、地方の意見を反映させることを求める。	①現状 総務省が実施する労働力調査[完全失業者など]は、全国平均を求めることを目的としているため、府のデータについても全域を対象としていない。また、厚生労働省の実施する有効求人倍率は、ハローワークを経由した求人数等(全体の就職者の3割程度)を基に算出しているなど、府の実態を正確に表すデータとなっていない。 ②問題点 現在の国のデータではサンプリング手法などの問題から、地方単位での正確な分析・実勢把握ができないため、地方の雇用情勢を踏まえた効果的な対策を講じることができない。 ③解決策 雇用関係の統計調査については、地方単位での分析が可能となるよう、サンプリングのあり方や調査内容などを地方自治体と協議した上で制度設計を行うものとする。 ④効果 地域の雇用情勢を把握・分析することで、労働局移管に先駆け、地方公共団体の実情に応じた雇用対策(教育現場や福祉施設との連携)が可能となる。	E	-	統計調査の標本等の設計について、地方自治体と協議するとの提案をいただいたところであるが、労働力調査の標本設計は、毎月の全国結果を正確かつ迅速に提供することを目的として、統計理論に基づき設計されているものであり、規制等に関するものではないと認識している。 なお、地方における雇用失業統計の作成については、地域ごとにニーズ等が異なっており、一律に対応するのは困難であると思われる。このため、各都道府県において、当該都道府県単位に必要な調査結果を得たい場合には、独自に労働力調査に対する標本の上乗せ調査を行うなどの方策も考えられ、既に一部の県で実施されている。各都道府県から御相談があれば、総務省として、技術的な助言等を行うことは可能である(既に大阪府からは、独自調査の実施等について相談を受けているところであり、引き続き協力する用意はある。)	ハローワークの地方移管	0403500	大阪府	大阪府	総務省 厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040380	地方公務員に係る官民交流法の制定	無し	地方公務員に係る官民交流に係る法律はない。	地方公務員についても、国家公務員の官民交流法(国と民間企業との間の人事交流に関する法律)と同様の制度を創設する。	<p>①現状          現行、地方公務員には、国家公務員の官民交流法に相当する仕組みがなく、様々な制約により運用には限界があるため、官と民の間の壁は厚くて高いことから、人材の流動化が進んでいない。地域主権の確立には、官民の人材流動化を円滑にし、地域の経営力を高めることが必要。</p> <p>②問題点          民間人材の地方自治体への登用は、現行制度では「協定に基づく人事交流」か「任期付職員としての採用」によるしかない。しかし、民間からの交流人材は、当該人材に地方公務員としての身分が付与できず、権限行使ができない。また、守秘義務等が法的に担保されないため、地方自治体(官)にとっては積極的に活用するメリットが少ない。また、民間人材を任期付職員として採用する場合は、当該人材にとっては、民間企業等を退職することが前提だが、地方自治体(官)での任期終了後に復職保証がないため、あえて挑戦的な行動を起こすだけのインセンティブが働かない。一方、地方公務員が民間企業等で活動する場合、地方公務員法の営利企業等の従事制限により、制約を受けるため、送り手(官)・受け手(民)ともに位置付けが中途半端で成果が期待できない。</p> <p>③解決策          地方公務員についても、国家公務員の官民交流法(国と民間企業との間の人事交流に関する法律)と同様の制度を創設する。</p> <p>④効果          官民それぞれの専門性をもった人材を地域全体で最適化させることにより、地域の経営力の向上が図られる。</p>	D	-	<p>ご提案では、「現行、地方公務員には、国家公務員の官民交流法に相当する仕組みがなく、様々な制約により運用には限界がある」と指摘されているが、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」により、専門的な人材の登用が可能である(第3条)ほか、地方独自の制度として、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事させる職員の採用(第4条)や、常勤職員と同様の本格的業務に従事可能な短時間勤務職員の採用(第5条)の仕組みが整えられ、様々なニーズに応じた民間人材の登用が可能となっており、これまでに数多くの活用例があるところである。</p> <p>一方、ご提案では、この任期付職員の採用について、「復職保証がないため、あえて挑戦的な行動を起こすだけのインセンティブが働かない」として、「国の官民交流法と同様の制度を創設すること」を提案されているが、次とおり対応することにより、「復職保証」について国の官民交流法と同様の対応が可能であると考えます。</p> <p>&lt;民間人材の登用について&gt;          ご提案における「復職保証」は、国家公務員の官民交流法における再雇用に関する取決め(第19条第3項)を想定しているものと認識しているが、同条の規定は、任期が終了した場合における当該民間企業による再雇用の取決めを締結することを任命権者に対して義務付けている規定である。</p> <p>したがって、公務においてより積極的に民間人材を活用しようとする地方自治体においては、民間企業等との間で当該人材に係る復職保証に関する取決めを締結していただければよいものであり、国の官民交流法第19条第3項のような法的措置がなくとも、地方公共団体の創意工夫により実現できるものと考えます。</p> <p>&lt;地方公務員が民間企業等で活動する場合&gt;          国の官民交流法第1条は、「民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図る」ことを目的としており、同様の目的を達成する方法としては、地方公務員を民間企業への研修として派遣する方法がある。地方公務員が任命権者の指揮命令権に基づき民間企業に研修派遣される場合、派遣される職員は民間企業において公務として研修するものであり、地方公務員法第39条第3項に基づき地方公共団体が定める研修に関する基本的な方針に従って適正に研修を実施していただくことで、ご提案の趣旨は実現できるものと考えます。</p> <p>なお、国の官民交流法は、交流基準の設定(第5条)や交流採用職員の官職の制限(第20条)等により、公務の公正性を確保する仕組みを設けている制度であることを踏まえ、ご提案の「官民の人材流動化を円滑にし、地域の経営力を高める」ためには、地方公共団体の裁量を多く認めている任期付採用制度を工夫して活用していただくことが適当ではないかと考えます。</p>	官民の人材流動化による地域力の向上	004380	大阪府	大阪府	総務省